# 令和4年厚木市教育委員会10月定例会日程

日時 令和4年10月25日(火) 午後2時から 場所 第二庁舎4階 教育委員会会議室

- 1 開会
- 2 教育長報告
- 3 報告事項
  - (1) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について) 【教育総務課】(資料1)
  - (2) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程 について) 【教育総務課】(資料2)
  - (3) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について) 【教育総務課】(資料3)
  - (4) 令和4年度厚木市教育委員会表彰被表彰者について

【教育総務課】(資料4)

(5) 給食用食材の放射性物質の測定結果について

【学校給食課】(資料5)

4 閉会

## 令和4年10月定例教育委員会教育長報告

令和4年9月29日(木)に開催されました9月定例会以後の主な行事等20件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 9月30日(金) 厚木市立相川小学校 ウェアラブルカメラ現場視察
- 2 10月 1日(土) 厚木市立森の里小学校 森の里小学校運動会視察
- 3 10月 2日(日) 厚木市立依知北公民館・周辺地域 令和4年度秋季健康まつり
  - ○訪問地区 依知北地区
  - ○種目 サーチウォーク
  - ○参加者数 31人
- 4 10月 3日(月) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室 教育委員会人事発令
- 5 10月 4日(火) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室 第4回ジュニア・チャンピオンズリーグ全国大会優勝報告市長表敬訪問 ○訪問者 T&Tボクシングスポーツジム代表、選手1人(高校生)、厚木市議会議員
- 6 10月 5日(水) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室 寄附贈呈式
  - ○寄附物品 湘南ベルマーレ「産業能率大学スペシャルデー」観戦チケット 10枚
  - 〇出席者 産業能率大学情報マネジメント学部長、学生1人、大学職員1人
- 7 10月 7日(金) 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室 令和4年度第2回県央教育事務所管内教育長会議
- 8 10月 8日(土) 厚木市立厚木南公民館 体育室 令和4年度PTA会長と教育関係者との研究会 ○参加者数 85人

- 9 10月 9日(日) 厚木市立依知南小学校ほか 令和4年度市民健康まつり(地区運動会)
  - ○訪問地区 6地区(依知南、睦合北、荻野、小鮎、南毛利、森の里)
  - ○参加者数 約2,820人(6地区合計) (依知南 約560人、睦合北 約200人、荻野 約920人、小鮎 約110人、南毛利 約500人、森の里 約530人)
- 10 同 日 厚木市立あつぎ郷土博物館 秋期企画展「バッタ - はねる、飛ぶだけじゃないバッタの魅力 - 」視察
- 11 10月12日(水) 妻田薬師(遍照院) 薬師堂 薬師如来半開帳見学
- 12 10月16日(日) 厚木市営及川球技場 厚木市子ども会育成連絡協議会設立60周年記念 令和4年度厚木市少年少女球技大会 ○参加者数 約260人
- 13 同 日 厚木市立あつぎ郷土博物館 あつぎ郷土博物館来館者10万人達成記念セレモニー
- 14 10月17日(月) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室 教育委員会委員任命発令
- 15 同 日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室 令和4年度生涯スポーツ優良団体表彰受賞に伴う市長表敬訪問 ○訪問者 依知北地区体育振興会長、依知北公民館地区館長
- 16 10月20日(木) 厚木市文化会館 小ホール 厚木三師会学校保健連絡会 第19回合同研修会及び厚木児童思春期精神保健講座 第26回本講座 ○参加者数 177人
- 17 10月21日(金) 海老名市役所 6階 議員全員協議会室 令和4年度神奈川県都市教育長協議会臨時総会
- 18 10月22日(土) 厚木市立毛利台小学校 毛利台小学校運動会視察
- 19 同 日 厚木市文化会館 大ホール・小ホール 令和4年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭(音楽発表会、演劇部会発表会)視察 ○参加校数 音楽発表会 14校(厚木市:10校、愛川町:2校、清川村:2校) 演劇部会発表会 3校(厚木中学校、睦合中学校、睦合東中学校)

- 20 令和4年厚木市議会第4回会議(9月定例会議) ※ 前回報告以降の内容
  - 会議期間

9月1日(木)から10月6日(木)まで(36日間)

- ② 予算決算常任委員会(10月5日(水))
  - ○議案第58号 令和3年度厚木市一般会計歳入歳出決算について【認定すべきもの】
  - ○議案第59号 令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について

【認定すべきもの】

- ○議案第78号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第6号) 【可決すべきもの】
- ③ 本会議(10月6日(木))
  - ○議案第58号 令和3年度厚木市一般会計歳入歳出決算について 【認定】
  - ○議案第59号 令和3年度厚木市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について

【認定】

- ○議案第78号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第6号) 【可決】
- ○陳情第6号 国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上 並びに行き届いた教育の実現を求める意見書を国に提出することを求 める陳情 【採択】

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙の とおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和4年10月25日提出

厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳 親

## 臨 時 代 理 書

厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和4年9月30日

厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳 親

#### 理由

令和4年10月1日付けの教育委員会事務局職員の人事異動に伴い、厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する 規則

厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和56年厚木市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は担当課長」を「、担当課長又は専任主幹」に改める。

附則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

## 新旧対照表

新旧(事務局における職)(事務局における職)第3条 略第3条 略2 前項に規定する職のほか、必要と認めるとき2 前項に規定する職のほか、必要と認めるとき

- 2 前項に規定する職のほか、必要と認めるときは、部に担当部長、次長、担当次長、参事、 担当課長又は専任主幹を、課に主幹、副主 幹、指導主事、社会教育主事、主査又は主任 を置くことができる。
- 3 略

- 2 前項に規定する職のほか、必要と認めるときは、部に担当部長、次長、担当次長、参事<u>又</u> <u>は担当課長</u>を、課に主幹、副主幹、指導主 事、社会教育主事、主査又は主任を置くこと ができる。
- 3 略

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙の とおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和4年10月25日提出

厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳 親

## 臨時代理書

厚木市教育委員会職務権限規程の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務 を臨時に代理する。

令和4年9月30日

厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳 親

#### 理由

令和4年10月1日付けの教育委員会事務局職員の人事異動に伴い、厚木市教育委員会職務権限規程の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

## 厚木市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

厚木市教育委員会職務権限規程 (昭和56年厚木市教育委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第15条から第19条までを 1 条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の 1 条を加える。

### (専任主幹の職務)

- 第15条 専任主幹は、上司の指揮監督を受けて次に掲げる職務を行う。
  - (1) 担任事務に関する専門事項の調査及び研究をすること。
  - (2) 上司の職務の補佐に関すること。
  - (3) その他特定事務の処理に関すること。
- 2 前項に定める職務を行うに当たり、必要に応じ第6条の規定を準用する。

### 附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 新旧対照表

72 11 71	37111 = 0
新	旧
(専任主幹の職務)	
第15条 専任主幹は、上司の指揮監督を受けて	
<u>次に掲げる職務を行う。</u>	
(1) 担任事務に関する専門事項の調査及び研	
究をすること。	
(2) 上司の職務の補佐に関すること。	
(3) その他特定事務の処理に関すること。	
2 前項に定める職務を行うに当たり、必要に応	
じ第6条の規定を準用する。	
<u>第16条~第21条</u> 略	<u>第15条~第20条</u> 略
	<u>l</u>

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙の とおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和4年10月25日提出

厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳 親

## 臨 時 代 理 書

厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和4年9月30日

厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳 親

#### 理由

令和4年10月1日付けの教育委員会事務局職員の人事異動に対応するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

## 厚木市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

厚木市教育委員会事務決裁規程 (昭和63年厚木市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「属する教育機関」の次に「(公民館を除く。)」を加え、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同条第15号中「同規則第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同条に次の1号を加える。

(順) 専任主幹 職規則第3条第2項に規定する専任主幹をいう。

別表第1共通事項(1) 庶務関係の表(注)及び(2) 人事関係の表(注)中「担当課長」の次に「、専任主幹」を加える。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

#### 新旧対照表

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。

新

#### (1)~(10) 略

(11) 係長 職規則第3条第1項に規定する係長、同条第2項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)、職規則第4条第1項に規定する教育機関の長(課に属する教育機関(公民館を除く。)の長に限る。)、同条第2項に規定する係長並びに同条第3項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)をいう。

#### (12)~(14) 略

(15) 担当課長 職規則第3条第2項及び<u>第4条</u> 第3項に規定する担当課長をいう。

#### (16) 略

(17) 専任主幹 職規則第3条第2項に規定する専任主幹をいう。

#### 別表第1 共通事項(第8条関係)

#### (1) 庶務関係

決裁 專決 決裁 等項 事項	教育 長	部長	次長	課長	備考
略	略	略	略	略	略

(注) 事務引継ぎの項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、担当課長、 専任主幹及び公民館長を、「係長以下」とあるのは課長代理を含むものとする。

#### (2) 人事関係

決裁(専 決)区分 決裁(専	教育 長	部長	次長	課長	備考
決)事項					
略	略	略	略	略	略

(注) 服務の項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、担当課長、専任主幹及び公民館長を、「係長」とあるのは課長代理、主幹、副主幹及び主査を含むものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。

旧

#### (1)~(10) 略

(11) 係長 職規則第3条第1項に規定する係長、同条第2項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)、職規則第4条第1項に規定する教育機関の長(課に属する教育機関の長に限る。)、同条第3項に規定する係長並びに同条第4項に規定する主幹、副主幹及び主査(係を置く課の主査を除く。)をいう。

#### (12)~(14) 略

(15) 担当課長 職規則第3条第2項及び<mark>同規</mark> 則第4条第4項に規定する担当課長をいう。

(16) 略

#### 別表第1 共通事項(第8条関係)

#### (1) 庶務関係

<b>決裁</b>	教育	部長	次長	課長	備考
(専決)	長				
区分					
決裁					
(専決)					
事項					
略	略	略	略	略	略

(注) 事務引継ぎの項中「部長」とあるのは担当 当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、担当課長及び公民館長を、「係長以下」とあるのは課長代理を含むものとする。

#### (2) 人事関係

決裁(専	教育	部長	次長	課長	備考
決区分	長				
決裁(専					
決)事項					
略	略	略	略	略	略

(注) 服務の項中「部長」とあるのは担当部長を、「次長」とあるのは担当次長を、「課長」とあるのは参事、担当課長及び公民館長を、「係長」とあるのは課長代理、主幹、副主幹及び主査を含むものとする。

報告事項4については、 非公開案件となります。

# 資料 5

## 給食用食材の放射性物質の測定結果一覧表

令和4年10月11日現在

		1	ı	ı	1-11	14年10月11日現在
検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
7月13日	保育所給食	なす	神奈川県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
/HI3D	体	ほうれん草	栃木県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
7月20日	保育所給食	小松菜	埼玉県産	不検出 <2.36	不検出 <3.47	不検出 <3.79
7,720 ロ	<b>以自</b> 川帕及	にんじん	青森県産	不検出 <2.35	不検出 <3.45	不検出 <3.77
7月26日	学校給食	調理後の中学権	交給食(7/1~11日分)	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
	学校給食	専門機	交給食(7/1~11日分) 関による測定 ム半導体検出器)	不検出 <0.60	不検出 <0.50	不検出 <0.50
7月27日	保育所給食	トマト	青森県産	不検出 <2.21	不検出 <3.35	不検出 <3.62
	体目別和良	きゅうり	岩手県産	不検出 <2.37	不検出 <3.49	不検出 <3.81
8月3日	保育所給食	キャベツ	岩手県産	不検出 <2.29	不検出 <3.46	不検出 <3.74
0,700	体自川帕及	大根	北海道産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
8月17日	保育所給食	すいか	長野県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
од 17 ц		白菜	長野県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
8月24日	保育所給食	小松菜	埼玉県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
0 Д 24 Ц		にんじん	北海道産	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.75
	学校給食	にんじん	北海道産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
8月30日		なす	茨城県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		きゅうり	神奈川県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
8月31日	保育所給食	きゅうり	神奈川県産	不検出 <2.24	不検出 <3.40	不検出 <3.67
одзіц		卵	群馬県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ごぼう	群馬県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
9月6日	学校給食	小松菜	神奈川県産	不検出 <2.29	不検出 <3.36	不検出 <3.67
		もやし	栃木県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
0 F 7 F	促变能处态	玉ねぎ	北海道産	不検出 <2.19	不検出 <3.32	不検出 <3.59
9月7日	保育所給食	もやし	栃木県産	不検出 <2.28	不検出 <3.35	不検出 <3.66
		セロリ	長野県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
9月13日	学校給食	キャベツ	群馬県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		玉ねぎ	北海道産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
08140	<b>归</b>	豚肉	静岡県産	不検出 <2.17	不検出 <3.19	不検出 <3.50
9月14日	保育所給食	ほうれん草	千葉県産	不検出 <2.28	不検出 <3.44	不検出 <3.72
		大根	北海道産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
9月20日	学校給食	チンゲン菜	茨城県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		ピーマン	青森県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
08010	<b>//</b>	切り干し大根	宮崎県産	不検出 <2.18	不検出 <3.30	不検出 <3.57
9月21日	保育所給食 	じゃがいも	北海道産	不検出 <2.04	不検出 <2.99	不検出 <3.27
		長ねぎ	秋田県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
9月27日	学校給食	にんにく	青森県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		パセリ	北海道産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
9月28日	保育所給食	さつまいも	千葉県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
97200		大豆	北海道産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
	学校給食	調理後の小学校	統食(9/12~16日分)	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		調理後の中学校給食(9/12~16日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
10月4日		もやし	栃木県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		小松菜	茨城県産	不検出 <2.15	不検出 <3.25	不検出 <3.51
		キャベツ	群馬県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
10月5日	伊奈託絵会	えのきたけ	長野県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
10/30	保育所給食 	きゅうり	神奈川県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		きゅうり	神奈川県産	不検出 <2.28	不検出 <3.35	不検出 <3.66
10月11日	学校給食	白菜	長野県産	不検出 <2.05	不検出 <3.10	不検出 <3.34
		ピーマン	青森県産	不検出 <2.37	不検出 <3.48	不検出 <3.80

<sup>※ ☆</sup>印の付いている食材は、保護者からの要望により測定をした食材となります。市場の流通状況により入荷する食材の産地が 予定していたものと異なることがあります。

<sup>※</sup> 測定する食材について、保護者要望の提出期限より前の測定につきましては、前月の保護者要望を参考として選定をしています。また、選定した場合につきましては、☆印を付けています。

<sup>※</sup> 単位はベクレル/キログラムです。

<sup>※「</sup>不検出」とは、放射性物質が「検出下限値」に満たない(検出されない)ことを表します。「<」の横の数値は、検出下限値を表し

# 保護者からの測定要望について

令和4年10月11日現在

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
対象月	食材名(産地)	要望 人数	測定日	測定食材
	要望なし		7月5日	玉ねぎ(愛知)、にんじん(千葉)、 きゅうり(神奈川)
7月			7月12日	小松菜(神奈川)、キャベツ(群馬)、 セロリ(長野)
	要望品目:0			測定品目:6品目 (7月分要望なし)
8月	要望なし	0	8月30日	にんじん(北海道)、なす(茨城)、 きゅうり(神奈川)
0,7	要望品目∶0			測定品目:3品目 (8月分要望なし)
	要望なし	0	9月6日	ごぼう(群馬)、小松菜(神奈川)、 もやし(栃木)
			9月13日	セロリ(長野)、キャベツ(群馬)、 玉ねぎ(北海道)
9月			9月20日	大根(北海道)、チンゲン菜(茨城)、 ピーマン(青森)
			9月27日	長ねぎ(秋田)、にんにく(青森)、 パセリ(北海道)
	要望品目∶0			測定品目:12品目 (9月分要望なし)
			10月4日	もやし(栃木)、小松菜(茨城)、 キャベツ(群馬)
	 		10月11日	きゅうり(神奈川)、白菜(長野)、 ピーマン(青森)
10月	女主はし	0	10月18日	玉ねぎ、水菜、大根
			10月25日	にんじん、セロリ、長ねぎ
	要望品目:0			測定品目:12品目 (10月分要望なし)

<sup>※1</sup>回の測定で3品目程度の測定を行っております。

## ■ 大気中放射線量測定結果

厚木市において、10月3日(月)に、市内5箇所の地点の放射線量を測定

## 10月3日の調査結果

いずれの地点も、市の放射線量の基準を超える数値は示しておりません。

No.	測定場所		査結果 ≅7月1日)	今回調査結果 (令和4年 10 月3日)		
		地表 50cm	地表 100cm	地表 50cm	地表 100cm	
1	荻野小学校	0. 03	0. 04	0. 04	0. 03	
2	北小学校	0. 03	0. 03	0. 03	0. 03	
3	もみじ保育園	0. 03	0. 03	0. 03	0. 03	
4	相川小学校	0. 04	0. 05	0. 03	0. 03	
5	七沢児童館	0. 03	0. 03	0. 02	0. 02	

- (注)単位:マイクロシーベルト/時
- (注)市の放射線量の基準:毎時約 0.19 マイクロシーベルト。「追加被ばく線量が、年間 1 ミリシーベルト以下であることを目指す」という国の目標値を受けて、厚木市が定めた数値です。
- (注)環境農政部の職員が測定しました。